

外皮面積を用いずに外皮性能・一次エネルギーを評価できる！

建 築 物 省 エ ネ 法

に 関 す る 講 習 会 の ご 案 内

趣 旨

政府が策定したエネルギー基本計画では、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化するとしております。

今般、当団体では、省エネ基準適合義務化に向けた準備を円滑に進めていただくため、平成28年4月に施行された「建築物省エネ法」に関する講習会を企画いたしました。

講習会では、住宅省エネ化の意義と建築物省エネ法等の概要説明を含め外皮基準への対応は、(一社)住宅性能評価・表示協会で公開されたばかりの外皮面積を用いずに外皮性能を評価する方法での対応とし、一次エネルギー消費量は、Webプログラムを使用することでの対応をわかりやすく解説いたします。

日頃、省エネ住宅が良くわからないとお感じになっている工務店様には、今回の講習会を通じて省エネ基準への理解を深めていただけるものと存じます。

工務店・設計事務所の方を中心に、皆様の積極的なご参加をお待ち申し上げます。

【対 象 者】 工務店・設計事務所など住宅の設計・施工に携わる方

【会 場】 全国15会場(北海道 ～ 福岡県まで)

【期 間】 平成29年10月 ～ 平成29年12月

【参 加 費】 無 料(参加者には講習会テキストを差し上げます)

【定 員】 30 ～ 90名(会場により異なります)

【申込期間】 各会場につき、申込み締切は、開催1週間前とさせていただきます※定員になり次第締切らせていただきます。

【講習内容】 ①住宅の省エネルギー化の意義、 ②外皮性能簡易評価法について
③一次エネルギー消費量について

【講習時間】 約3時間(受付開始は30分前)

【主 催】 一般社団法人 住宅生産団体連合会

【共 催】 一般社団法人 全国中小建築工事業団体連合会(全建連)
一般社団法人 日本木造住宅産業協会(木住協)
一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会(2X4協会)

【事 務 局】 ハウスプラス住宅保証株式会社

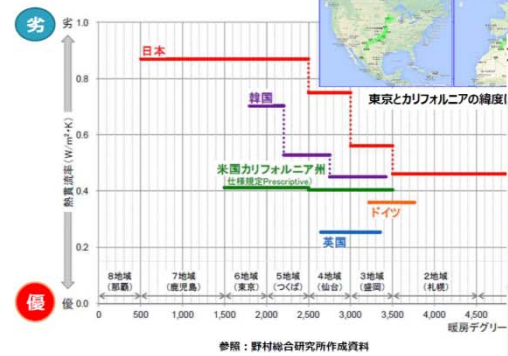


一般社団法人 住宅生産団体連合会

建築物省エネ法講習会の目的

- 戸建て住宅の省エネ基準の義務化が目前に -

1-2 世界の断熱性能基準の比較



1-2 ⑤ エネルギー基本計画 (平成26年4月11日閣議決定) <住宅・建築物関連抜粋>

第2節 徹底した省エネルギー社会の実現と、スマートで柔軟な消費活動の実現 (本文)

1. 各部門における省エネルギーの強化
 (1) 業務・家庭部門における省エネルギーの強化 (略)

さらに、省エネルギー性能の低い**既存建築物・住宅の改修・建て替え**や、省エネルギー性能等も含めた**総合的な環境性能に関する評価・表示制度の充実・普及**などの省エネルギー対策を促進する。また、**新築の建築物・住宅の高断熱化と省エネルギー機器の導入を促すとともに、より高い省エネルギー性能を有する低炭素認定建築物の普及促進を図る。**

政府においては、公共建築物の他、住宅やオフィスビル、病院などの建築物において、高断熱・高密度化や高効率空調機、全熱交換器、人感センサー付LED照明等の省エネルギー技術の導入により、ネット・ゼロ・エネルギーの実現を目指す取組を、これまでに全国約4,000件支援してきているところである。

今後は、このような取組等を通じて、建築物については、**2020年までに新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の平均でZEB (ネット・ゼロ・エネルギービル) を実現することを目指す。**また、住宅については、**2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEH (ネット・ゼロ・エネルギーハウス) の実現を目指す。**

さらに、こうした環境整備を進めつつ、**規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化する。**

(略)

1-2 ⑥ 省エネ基準の適合義務化へのスケジュール (予定)



講習会のポイント

- 1) 建築物省エネ法の概要や住宅の省エネ化のメリットなど、義務化に向けた背景を紹介します。
- 2) 外皮基準は「木造戸建住宅の簡易評価式」での対応とし、一次エネルギー基準は、Webプログラムを使用することでの対応を用語解説を含め手順を追って説明します。
- 3) 例題演習を通して、Webプログラム入力の方法をわかりやすく解説します。